

議案第20号 小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

非常勤消防団員等の損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成28年4月1日から施行されることに伴い、非常勤消防団員等の公務上の災害に対する損害補償に関し、同一の事由により他の法律による年金たる給付が支給される場合に、傷病補償年金及び休業補償の額に乗じる調整率が変更になったため、所要の改正を行うもの。

小松島市消防団員等の公務災害補償に関する条例(昭和43年小松島市条例第10号)新旧対照表

現行	改正後(案)	備考
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2(略)</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2(略)</p> <p>(他の法律による給付との調整)</p> <p>第5条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50</p>	

円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るもの	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該

1 傷病補償年金（第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2 障害補償年金（第19条の2に規定する公務上の災害に係るもの	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第1級又は第2級の傷病等級に該

改正

改正

に限る。)		当する 障害に 係る傷 病補償 年金に あって は、0.8 1)	に限る。)		当する 障害に 係る傷 病補償 年金に あって は、0.8 1)	
3 障害補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	3 障害補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73	改正
4 障害補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第 1級又は 第2級の 障害等 級に該 当する 障害に 係る障 害補償	4 障害補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82（第 1級又は 第2級の 障害等 級に該 当する 障害に 係る障 害補償	改正

		年金に あって は、0.8 1)			年金に あって は、0.8 1)	
5 遺族補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.87	5 遺族補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.87	改正
6 遺族補償 年金（ <u>第18条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87	6 遺族補償 年金（ <u>第19条</u> <u>の2</u> に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87	改正

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 略	略

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合(前項に規定する場合を除く。)には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 障害厚生年金等	0.88
	2 略	略

改正

2 傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.91 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金あつては、 <u>0.90</u>)
	2 略	略
3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 略	略
	2 略	略

2 傷病補償年金（第19条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	1 障害厚生年金等	0.92 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金あつては、 <u>0.91</u>)
	2 略	略
3 傷病補償年金（第19条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	1 略	略
	2 略	略

改正

改正

4 障害補償 年金（第18条 <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものに限 る。）	1 略	略
	2 略	略
5 遺族補償 年金（第18条 <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものを除 く。）	1 略	略
	2 略	略
6 遺族補償 年金（第18条 <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものに限 る。）	1 略	略
	2 略	略

4 障害補償 年金（第19条 <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものに限 る。）	1 略	略
	2 略	略
5 遺族補償 年金（第19条 <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものを除 く。）	1 略	略
	2 略	略
6 遺族補償 年金（第19条 <u>の2</u> に規定す る公務上の 災害に係る ものに限 る。）	1 略	略
	2 略	略

改正

改正

改正

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償 年金(第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。)	1 略	略
	2 略	略

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第20条の2を除く。)による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償 年金(第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。)	1 略	略
	2 略	略

改正

	3	略	略
2 傷病補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略
3 障害補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略
4 障害補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略

	3	略	略
2 傷病補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略
3 障害補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略
4 障害補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1	略	略
	2	略	略
	3	略	略

改正

改正

改正

5 遺族補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	1 略	略
	2 略	略
	3 略	略
6 遺族補償 年金（第18条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1 略	略
	2 略	略
	3 略	略

4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である

5 遺族補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの を除く。）	1 略	略
	2 略	略
	3 略	略
6 遺族補償 年金（第19条 の2に規定す る公務上の災 害に係るもの に限る。）	1 略	略
	2 略	略
	3 略	略

4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である

改正

改正

場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

6・7 略

場合にあつては、その合計額)を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等(当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88

6・7 略

改正